

大田区立東調布中学校 令和7年度部活動規定

1. 目的

- (1)個性を伸長し、心身を鍛え、豊かな趣味や特技を育てるとともに、自主性、社会性、協調性の発達をはかり、ルールを守る精神を養う。
- (2)個人の意志、能力、適性に応じた部に所属し、放課後などの余暇を有効に使いながら自発的、自主的な活動を行い、技能や記録の向上を目指す。

2. 方針

- (1)東調布中学校に所属する生徒を対象として組織し、本校教職員が管理できる部を設置する。
- (2)部長会を開き、各部活間の相互理解を深め、活動の充実を図る。
- (3)顧問の異動等により存続が不可能となった場合は、職員会議で検討し、廃部とする。

3. 活動内容

活動は、各顧問の責任において決定した活動計画のもとに行う。

4. 部活動への参加

(1) 入部方法

「部活動入部届」を学級担任と各部顧問に提出する。昨年度と同じ部を継続する場合もあらためて提出する。

(2) 仮入部（一日体験入部）

①仮入部期間は、1年生の活動時間は原則1時間までとする。

1年生は、仮入部期間に本入部をしても活動時間は1時間までとする。

土日の参加は、本入部をした場合に限り、保護者の了解を得たうえで顧問の指示に従う。

②仮入部をする場合は、「部活動仮入部届」に保護者が署名し、学級担任に提出する。

③仮入部は、1日に1つの部のみとする。

④仮入部中は、顧問の指導のもとに各部が定めた活動時間や決まりを守る。

⑤入部に際しては、その部に一度は仮入部していることが望ましい。

⑥着替えは各部で決められた更衣室を使用する。体育館履き等は持ち帰り、次の日必ず持参する。

(3) 退部・転部・兼部

①やむを得ない理由があると判断された場合は、本人、保護者、顧問、担任の了解を得て、顧問から退部届を受け取り、提出する。

②各部の条件と活動に支障がない場合、両方の部の顧問、担任、保護者の了解を得て、兼部することができる。

③年度途中、年度初めを問わず、転部・退部する場合は、退部届を提出するものとする。

5. 活動時間

(1) 平日早朝の活動 7:30～8:10 ※7:20から校門を通過する。活動は片づけを含む。

(2) 放課後の活動 3月～10月(夏季時間) 最終下校時刻 18:30(校門通過)

11月～2月(冬季時間) 最終下校時刻 18:00(校門通過)

※ 活動時間内であれば、下校時刻は顧問の判断に従う。

(3) 定期考査の1週間前から定期考査最終日の前日まで、すべての部の活動を休止する。

ただし、公式試合等が一週間以内にある場合は、顧問の判断のもと活動する場合がある。

(4) 職員会議や保護者会、校内研修会等、教職員全員がかかわる会議がある場合は、終了後に活動を行う。

再登校または決められた場所で待機は顧問の指示に従う(顧問の指示があるまで活動を行わない)。

(5) 休日の活動時間は、事前の連絡で確認する。

6. 服装

標準服及び学校指定の体育着で活動する。また、顧問の指導のもとで決められた部活動着は着用してよい。

7. 通常の活動

- (1) 活動は、すべて顧問の指導のもとに活動する。顧問が不在の場合は活動できないが、顧問から他の教員（代理顧問）へ依頼し、了解が得られたときは活動できる。その際、部長は必ず代理顧問と連絡をとること。
- (2) 活動時は本校の生活指導のルール、中学校体育連盟等の規則、文化的諸活動の規則等に従って活動を行うこと。
- (3) 活動日は、部長が顧問と連絡をとり、部活動連絡板に時間、場所、内容等を記入する。
- (4) 欠席、早退、遅刻の場合は、必ず顧問に届けること。
- (5) 再登校で活動する場合にも服装等には十分注意すること。
- (6) 部活動時には活動場所以外に入らない。
- (7) 自分の荷物は、活動場所に持参し、各自で所定の場所で保管する。備品は教室で保管しない。
- (8) 活動が終了した後は、教室に戻らないでそのまま下校する。
- (9) 教室、特別教室での活動は、安全第一と考え、原則ボールは使用しない。

8. 休日の活動

- (1) 顧問が定めた時間に活動する。
- (2) 服装、きまり等については通常の学校生活（不要物の持ち込みを含む）、通常の部活動に準じる。
- (3) 土日・祝日の活動に急に欠席する場合、欠席の届け出の方法は顧問の指示に従うこと
- (4) 決められた出入り口を使用する。
- (5) 昼食場所やトイレは決められた場所のみを使用する。ゴミなどの後片付けも責任を持っておこなう。ビン・缶・ペットボトル等の持ち込み禁止。

9. 対外試合や発表等

- (1) 東調布中学校の代表生徒という自覚と責任をもった行動をとる。
- (2) 会場へは顧問が定めた交通手段を利用する。
- (3) 持ち物は、学校指定のバッグまたは各部で定めたバッグ等を使用する。

10. 適切な休養日の設定と活動時間について

- ◎大田区教育委員会の方針に則り、休養日、活動時間については、以下を基準とする。
- (1) 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）
 - (2) 長期休業中の休養日の設定についても、(1)に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - (3) 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

11. 校内各施設の使用について

- (1) 活動に使用した場所は清掃等を行い、もとの状態に戻す。複数の部が同時に使用する場合は、顧問が相談の上分担し、最終確認をする。
- (2) 通常と異なる場所で活動する場合、顧問が各部屋の責任者の先生の了解を得てから使用する。
- (3) 用具置き場、更衣場所は、使用する部が協力して整理整頓に務める。
- (4) 活動場所には私物を放置しない。放置された物は時期を見て処分する。
- (5) 鍵の管理は、各部で責任をもって行う。他の部活に又貸しはしない。

12. その他

- (1) 学校生活上、問題と思われる行動や活動の妨げになるような行為があった場合は活動を停止させる。
- (2) 対外試合での部員以外の一般生徒の応援は禁止する。
- (3) その他、この規定で決められていないことは、すべて顧問の指示に従うこと。
- (4) 3年生の2学期以降の部活動に関しては、引退後～都立一般入試まで原則参加を控える。

参加するにあたり、必ず顧問・担任（学年教員）の許可を得ることとする。

ただし、以下の場合はこの限りではない。

- ① 文化スポーツ等の部活による優遇を受けての受験予定者
- ② 受験後にコンクールや発表等を控えている場合
- ③ 入学予定の学校から指示がでている場合
- ④ 大会やコンクール前など現役の指導の補助（相手など）として顧問から指示を受けている場合